

<報道発表資料>

カテゴリー:募集

令和7年10月10日

「彩の国リサイクル製品」認定申請の受付を開始します

県はサーキュラーエコノミー*の推進にあたり、廃棄物を原材料とし、環境基準や品質など一定の基準を満たした製品を「彩の国リサイクル製品」として認定しています。

認定製品は、「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針」に掲載され、認定マークを使用できます。また、認定製品になることで、県の土木工事等における積極的な活用も期待されます。

* 生産活動や消費活動など、あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図る経済活動のこと。



彩の国リサイクル製品認定マーク

1 募集期間

令和7年10月10日（金曜日）から令和7年11月10日（月曜日）まで

2 募集品目

- (1) トイレットペーパー

- (2) 再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板）
- (3) 文具類
- (4) 再生作業手袋
- (5) 園芸用品（ベンチ、擬木、プランタ等）
- (6) 再生ビニル床シート
- (7) 再生硬質塩化ビニル管（単層管）
- (8) 化粧シート
- (9) 道路用溶融スラグ（単体）
- (10) 溶融スラグ混入アスファルト混合物
- (11) 再生骨材（L）入りコンクリート
- (12) 再生材料を用いたコンクリート二次製品（平板、インターロッキングブロック、境界ブロック、無筋コンクリート管、L型側溝、ブロック式擁壁類）
- (13) 再生材料を用いたセメント
- (14) 浄水発生土を使用した土壌改良材
- (15) 再生路盤材
- (16) 埋戻し用再生砂
- (17) たい肥（食品）
- (18) R P F

3 認定基準

- (1) 安全性
環境基準（有害物質の溶出）に適合することなど
- (2) 品質
「県グリーン調達・環境配慮契約推進方針」の判断基準に適合していることなど
- (3) 循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）の利用割合
[「彩の国リサイクル製品認定制度実施要綱」別表第1](#)に定める利用割合を満たしていることなど

4 申請方法

認定申請書を作成し、必要な書類を添えて以下のメールアドレスに電子データを御提出ください。（申請手数料は無料です）

※ 令和7年度彩の国リサイクル製品募集要項や申請書類の様式等は以下のホームページから入手してください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0507/recycle-ninteiseido/recycle-nintei.html>

（注1）電子メールでの提出が困難な場合は資源循環推進課に事前相談の上、期限までに郵送又は持参してください。

（注2）通信トラブルや添付ファイルの容量制限等でメールが受領できない場合も考えられますので、メール送信後、電話でその旨をご連絡くださいますようお願いいたします。

（注3）ファイルは約10Mbまでメールに添付できます。それ以上になる場合、分割して送付してください。

●申請・お問い合わせ先

環境部 資源循環推進課 サーキュラーエコノミー担当 石田、飯島

電話：048-830-3107

E-mail：a3100-11@pref.saitama.lg.jp